

令和3年9月1日

保護者の皆様

文京区立駒本小学校
校長 吉岡 淳

タブレット端末持ち帰りについてのお願い

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

GIGA スクール構想に伴い、児童一人につき1台のタブレット端末が、文京区から貸与され、本校でも、タブレット端末を利用した授業に積極的に取り組んでいます。

7月20日に配布した区教委からの通知にあるように、文京区では、2学期以降の学校ごとに設定した時期から、タブレット端末を子どもたちが家庭に持ち帰り、家庭学習や臨時休業等における学習に活用することとしていました。本校では運動会後の10月5日から持ち帰りを開始する予定でしたが、現在の新型コロナウイルス感染症拡大の状況から、臨時休業等によりオンラインを活用した学習を行うことも十分想定されるため、文京区教育委員会の指示により、9月当初からの持ち帰り開始ということになりました。

本日別紙で、本校作成の保護者向け通知（カラー印刷、A4両面2枚）、児童向けタブレット持ち帰りルール（A4片面1枚）をお配りしました。ご家庭ごとに約束事を作ってください部分もありますので、使用のルールについてご家庭で話し合い、ご確認くださいようお願いいたします。

◆お願い

- ・9月1日～3日の3日間の中で、タブレット端末を持ち帰り、インターネット・Wi-Fiへの接続テスト、動作確認をお願いします。以後は、学校に登校するときに、充電済の状態を毎日持ってくるようにしてください。
- ・充電用のアダプターを持ち帰っていただきますので、ご家庭での充電についてご協力をお願いします。アダプターは、担任から指示がない限り、ご家庭での保管をお願いします。
- ・個人のIDやパスワードなどは絶対に他人に知られないようお願いします。一人一人のID、パスワード等を記載した家庭内掲示用のカードを配付しますので、ご活用ください。
- ・9月6日から、タブレット端末を通して教材を受け取ったり提出したりすること、オンラインでの授業に参加すること等を、子どもたちがなるべく自分でできるように、授業の中で練習します。
- ・タブレットはランドセルに入れて持ち帰ります。登下校の途中でランドセルからタブレットを取り出すことは禁止です。（育成室、アクティも含む）
- ・家庭でのルールとして、使用する時間帯、使用する時間の長さ、使用する場所、保管する場所等について話し合ってください。上記した別紙配布資料に、記入欄があります。
- ・タブレット端末及びアダプターは、区からの貸与品です。大切に扱うようご指導ください。タブレット端末の故障や紛失の際は、速やかに学校へご連絡ください。※端末に記載されている電話番号へはご連絡しないようにしてください。
- ・お子さんが、学習以外の目的で使用しないようご注意ください。特に学習に関係なくサイトにアクセスしたり、カメラで何かを撮影したりすることは、トラブルの原因になることがありますので、絶対にしないようご注意ください。

【お問合せ】 副校長・吉澤 (3827) 5451